

事業者様及び建物所有者様各位

低濃度 PCB 含有電気機器に関する調査へのご協力のお願い

日頃から、本市の環境行政に御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

この度、川崎市では低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下、PCB という)廃棄物の適正処理を推進する為、PCB 含有電気機器の保管・使用等の実態について、調査対象物を保有している可能性がある事業者様及び建物所有者様を対象に、下記の要領にて調査を行うことになりましたので、御協力をお願い申し上げます。

前年度の調査で回答をいただいた方のうち、**未分析（濃度不明）の機器を所有している**と回答された事業者様にも、助成金の案内及び今年度の状況確認のため送付させていただきます。

目的	低濃度 PCB 含有電気機器の保管、使用等の状況把握
対象物	低濃度 PCB 含有電気機器(変圧器等・コンデンサー)
調査対象者	対象物を保有している可能性がある事業者様及び建物所有者様(以下、事業者様という)
関連法令	PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、PCB 特措法という)
調査主体	川崎市 環境局生活環境部廃棄物指導課
委託先	アクリーグ株式会社
回答期限	令和 7 年 9 月末日

※個別の調査データは関係法令、川崎市情報セキュリティ基準を遵守し、他の目的には一切利用しません。

【送付物】

- 協力依頼文書(A4・1 枚)(この書面)
- リーフレット(助成金のご案内)(A3・1 枚)
- 調査票(A3・1 枚)
- 返信用封筒(長 3、1 枚)(切手は不要です)
- 参考資料「調査の手引き」(A3・1 枚)

【今回の調査～回答～提出の手順】

- 環境省のホームページや本文書、調査票から調査対象を再確認
- 参考資料を確認し可能性のある機器を含めてリストアップする(必要に応じて専門家へ依頼)
- 調査票の「判別方法」を基に、リストアップした機器が低濃度 PCB 含有電気機器に該当するか判定する
- 調査票の「調査結果回答」欄の指示に従ってチェックを入れ回答を提出する(提出方法は 3 通りあります)
- 参考資料の「調査後の手続き」に従って必要な手続きを行う

※詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

(右の QR コードから「PCB 廃棄物について」にアクセスできます)



※本調査および送付書類等についてご不明の点がございましたら下記へお問い合わせください。

お問合せ先・回答送付先 川崎市低濃度 PCB 廃棄物等 保管状況調査事務局	〒323-0042 栃木県小山市大字外城 8 1 番地 9	
	アクリーグ株式会社 川崎市低濃度 PCB 廃棄物等保管状況調査事務局	
	担当：鈴木、増田	
	TEL 0120-130-458	TEL 受付時間：平日 8:30～17:15
	FAX 0120-028-596	FAX 受付時間：全日 24 時間